

はじめに

外傷性脳損傷や脳血管障害などの後遺症として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などを伴う高次脳機能障害は、障害そのものによる生活上の困難に加え、外見上わかりにくいという特性もあり、当事者、家族だけではなく、周囲の人々も困惑することが多い。高次脳機能障害を持つ方が安心して地域で暮らしていくためには、医療従事者、障害福祉サービス事業者、自治体職員、家族等、当事者と接する関係者が適切な知識を共有して当事者を支えていく必要がある。

高次脳機能障害を持つ方に対しては、従来、身体障害者福祉系のサービスを基本とした支援が行われてきたが、実際には、身体障害者として認定されることが少なかったため、本人が必要とする支援に結びつかないという状況にあった。

こうした中、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスは、身体・知的・精神の 3 障害を一元化して提供されるようになり、高次脳機能障害を持つ方は精神障害者として障害者自立支援法に基づく各種サービスを受けることができるようになった。さらに、都道府県が障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の 1 つとして実施する高次脳機能障害支援普及事業により、専門的な相談支援、地域ネットワークの充実、支援手法の研究及び普及の取り組みが進展しており、地域での高次脳機能障害の支援体制の整備が進められつつある。

国立障害者リハビリテーションセンターでは 12 地域の地方拠点機関と共に平成 13 年度から 5 年間にわたり高次脳機能障害支援モデル事業を実施し、支援方法の開発等を行った。

高次脳機能障害者支援の手引きは、このモデル事業で開発された診断基準ガイドライン、標準的訓練プログラム及び標準的社会復帰・生活・介護プログラムについて解説したものであり、平成 17 年にはじめて作成したが、今般、現行の障害者自立支援法の施行内容を反映するため改訂を行うこととした。この手引きが、高次脳機能障害者の自立支援に関わろうとする多くの人々にとって支援の実践に役立つことを期待している。

平成 20 年 11 月

高次脳機能障害支援普及事業支援機関等全国連絡協議会 委員長
国立障害者リハビリテーションセンター 更生訓練所長

江藤文夫